

平成28年度第1回福岡市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1. 開催日時 平成29年2月9日(木) 15:00～
2. 場所 福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館2階 第1会議室
3. 出席者 福岡市中央卸売市場開設運営協議会 12名(別紙委員名簿参照)  
欠席：小寺委員，川端委員，青柳委員  
市側：農林水産局長 外12名
4. 傍聴人 なし
5. 議題 (1) 所属部会の決定について
6. 報告 (1) 「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正について  
(2) 博多漁港高度衛生管理整備事業について
7. その他
  - ・国の動向について
  - ・輸出手続きの迅速化について
  - ・各市場の取扱状況について

8. 会議内容

農林水産局長あいさつ，委員紹介，事務局紹介，会長あいさつの後，議事に入る。  
福岡市中央卸売市場業務条例の規定により会長が議長となる。

【議題1 所属部会の決定について】

今年度，専門委員4名が新たに委員となり，事務局よりこれまでの慣例による所属部会案を説明。

議長：事務局から説明がありました所属部会の案について，何か意見・質問は。

委員：部会が機能するのは，どのような場合が想定されるか。

事務局：開設運営協議会は，市場の運営について審議するものであるが，部会については，青果部，水産物部，食肉部の各部個別の問題が発生した場合や新たな施設整備に関して，部会での審議が必要な場合に，開設運営協議会から部会に審議を付託し，開催するものである。

委員：部会が機能することが普段からあるわけではないということか。

事務局： 開設運営協議会で審議の上、必要によって開催されるものである。

委員： 専門委員については、所属部会は当然固定されるものと思う。普段から機能することがないならばこのままでも良いが、委員については、所属部会の入れ替えを行った方が良いのではないか。入れ替わることで各部会がどのような活動をしているか交流が図れるような組立にした方が良いと思われる。

事務局： ただいまの意見については、参考にさせていただき、次回以降の部会決定の際に検討させていただきたい。

議長： それでは、ただいまの意見については次回以降に検討することとする。

他に意見がないことを議長が確認後、福岡市中央卸売市場業務条例の規定により、会長が事務局案のとおり指名し、議題終了。

#### 【報告事項1 「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正について】

事務局より説明

議長： 事務局から説明がありました「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正についての報告について、何か意見・質問は。

委員： 卸売市場法施行規則の一部改正を受けて、条例改正を行うということであるが、卸売市場法において、第三者販売及び直荷引きが原則禁止されてきた理由、目的を再度教えてほしい。

事務局： 生鮮食料品については、産地から新鮮な物品を安定的に供給する必要がある上、計画的な生産が困難である等のさまざまな特性があることを踏まえ、生鮮食料品を開設区域内に安定供給するという公共的な観点から、中央卸売市場については、地方自治体が開設することとなっており、開設者の管理の下、市場取引を円滑に行うために、このような法的な規制を行っているものである。卸売業者の第三者販売を原則禁止としているのは、生産者から出荷された生鮮食料品を仲卸業者等を通して、開設区域内に安定的に供給するためであり、仲卸業者の直荷引きについても、同様に、開設区域内に生鮮食料品を安定供給するという観点から原則禁止となっているものである。

委員： 国民に生鮮食料品を安定的に供給するため、ひいては国民の生活の安定に資

するために原則禁止されているということであるが、例外的に認められている第三者販売や直荷引きの状況、数量は、実際はどのようになっているのか。

事務局： 実際の数字は、手元にないが、鮮魚市場の場合、第三者販売については、市場に影響に与えない冷凍品等、仲卸の直荷引きについては、鯨等一部の物品に限って認めているところである。

委員： 数字を持ってないということであるか、把握できてないのか、調べていないのか。

事務局： 数字は把握している。おおよそで言うと、直荷引きは1パーセント以下、第三者販売は数パーセントである。

委員： 輸出に係る第三者販売及び直荷引きを今後認めることになると思うが、卸売市場法のそもそもの目的からすると資料の「改正の概要」にある「取引の秩序を乱す恐れがない」という要件が、重要になってくると思う。「取引の秩序を乱す恐れがない」というのはどこが判断するのか。

事務局： 第三者販売を行う場合の規制が、業務条例施行規則に定められている。現行の例外規定、例えば残品等については、数量でいうと10%以内という要件が定められている。第三者販売については、このような数量を目安として判断することになる。

委員： 改正後のイメージのところ「外国の食品事業者等」とある。「等」と入るといろいろものが含まれると思われるが。

事務局： 「外国の食品事業者等」と書いているが、これは、輸出をする相手先ということになり、海外の流通業者や商社等、輸出に関わる民間業者と考えている。

委員： 今回の業務条例の改正により、国民、市民に生鮮食料品を安定的に供給し、生活を安定させるというそもそもの卸売市場法の目的、市場の存立要件が損なわれる懸念を持つが、これまでの市場取引委員会の中で、こういった懸念は出されているのか。

事務局： 水産物部では、鮮魚市場が青果、食肉市場と異なり、天然魚を取扱っているという点で、漁獲量を暫定的に見込むのが難しく、入荷量の予測がつかないこ

とから、入荷量が著しく減少した場合に、本来の市場の役割である開設区域内への供給が減少することへの懸念の声があった。第1回水産物部市場取引委員会において、このような意見が出されたため、これを踏まえ、どういった場合であれば輸出が可能か、鮮魚市場関係者の方にご意見をいただき、第2回の水産物部市場取引委員会において、水産物部については養殖魚に限定すれば、輸出に係る第三者販売及び直荷引きは可能ということになった。市民、国民に生鮮食料品を安定供給するということが大原則であるため、原則を損なわないことを前提とした取組であることを重要視し、市場関係者等の意見を踏まえた上で、今回の改正に至っている。

委員： 今回の条例改正により、市場取引が乱れるという懸念が出されたのだと思う。福岡の生産者が作った生産物が消費者の元へ届くというのが本来の流れであるため、ここに支障が生じないように、いろんな方の意見を聴いて、実施していかなければならないと思う。

委員： 条例改正については、いろんな部分があるが、第三者販売も直荷引きも現在、行われている状況である。このような中で運用について心配なのが、仲卸業者で場外にセンターを持っている方がいることである。ここでは直接生産者から荷が引かれる。卸売の基本は、卸売市場の中で卸売業者が集めたものを仲卸業者等が販売するのが原則。今回の業務条例の改正については、卸売市場法施行規則の改正を受けて、輸出という前提で行うものであるので理解できるが、それ以外の場合を考えると、卸売業務については、卸売業者が農林水産省から任されている。場外のセンターを持っている方が卸売業務同様の販売を卸売市場内でやることに対する考えを聞きたい。しっかり実態を把握しているのか。新市場では、このような取引については、しっかり取り締まっていくという話を開場前に聞いていた。開場から1年が経ち、このような状況では、直荷引きに係る運用の中で混乱が生じるのではないか。輸出だけが問題ではない。直荷引きについて、仲卸業者で場外のセンターを持っている方が多い、また買参権を持たない方もセンターを設けている。センターの設置については自由にできる状態であり、これに対する制限をどのようにするのか、そしてどのように直荷引きの量をカウントするのかその点についてお伺いしたい。

事務局： まず制度的な面についてお答えする。今回は輸出に関する例外規定を追加するという説明をしたが、これまでも直荷引きは原則禁止であり、例外的に認められる場合については、開設者に申請、届出をし、開設者が認めるか否かを判断することになっている。今回の条例改正を契機に、例外取引について開設者

がしっかり把握し、認めるか否かの判断をしっかりやっつけていかなければならないと考えている。

委員： もう新市場開場から一年が経っている。しかし、今言われたようなことが行われていない。期限を切って改革する意思はあるのか。卸売業者としては、そのような取引を阻止したいと考えているが、勝手に入る形が出てきたとき、卸売業者でない方が当然売っていくということになれば、問題が起こる。卸売業者は生産者の要望にいろいろな形で応えていかなければならない。卸売業者が集荷したものを卸売市場内で売るのは当然だが、それ以外の方が集荷したものを売るといろいろ問題が出る。直荷引きというものはそういうことである。輸出だけに限っても取扱量のカウントが難しい。その点について、十分に意見を聞きたい。どのように取扱量のカウントを行うのか教えて欲しい。卸売業者は第三者販売について使用料を払っている。法的にも開設者から許可を受けている。そういう中で直荷引きに歯止めがかけられるのか聞きたい。

事務局： 場外のセンターについては、通常取引ではないが、例えば、卸売業者でない者の市場内での卸売行為、仲卸業者の開設区域内での販売等、様々な問題が関わってくる。今ご指摘があったものについては、青果市場と一緒に市場課も併せて対応を検討させていただく。また、直荷引きの実態を把握しているのかという点について、先ほど、鮮魚市場の例として、届出がある第三者販売、直荷引きの数量をお答えしたが、届出がない状態で実施されている取引については、開設者として今まで十分に把握できていない。第三者販売、直荷引きについて、どうやって歯止めをかけるのかという点については、今回の条例改正を契機とし、市場関係者に制度及び規制の周知徹底を行った上で、例外規定の中で可能な取引については、確実に届出を行うよう指導する。また、市場関係者の意見を十分聞いた上で、認められないと判断される第三者販売、直荷引きについては、制度に則り、適正に対応していきたい。今回の条例改正が良い契機と考えている。

委員： 開場から1年が経ち、危機感を持っている。あともう一点質問したいのが、市場外に店舗を持つ仲卸業者で、さらに市場内にも店舗の許可をもらっているところがあるが、運送業者を2階の事務所に入れているところがある。仲卸店舗の売り場や事務所として認められたところに勝手に入れていいのか。

事務局： 市場の業務以外で使用しているということであれば、業務条例違反ということになる。転貸ということになると思うが、こちらについても、直荷引き同様

実態を把握し、適正に対応していく。

委員： 日頃売場内を場長が回っていればわかるはずである。実態調査については、今から行うということであるが、早急にしないと問題が起こる。転貸については、卸売業者も十分に注意しているが、施設の管理はあくまでも行政側にあり、そこを十分配慮いただきたい。エスカレーターしてきたときに困るので、早急に対処して欲しい。場外のセンターの取扱量のカウントについても早急にしていただかないと、いろいろな問題が起こる。本来の中央卸卸売市場の役目がおかしくなる。このことを十分踏まえて欲しい。

事務局： 只今のご指摘の点については、実態把握の上、適正に対応していきたい。

委員： 先ほど聞いた直荷引きの数字は、あくまでも届出が開設者にあった数字で、それ以外については把握していないということか。

事務局： 届出なく勝手に実施されている取引については、開設者も把握できていない。業務条例改正の周知の中でしっかり対応していきたい。

委員： 市場取引委員会が終わり、条例改正案について、これから議会への上程を進めていくものと思うが、福岡市が中央卸売市場を開設し、生鮮3品が市場を通過して、安全・安心な状態で市民に届くというのが本流である。市場を通過するからこそ、市民は安心して食べられる。この基本的な流れが、今回の条例改正によって、若干逸れてくる。福岡市は第1次産業従事者に対する支援や様々な施策をやっているところであり、生産者に対しても市場に出荷するよう指導を行っている以上、福岡市が開設している市場に生産物を出荷し、市場を介して消費者まで届けるべきである。今回のような法改正は、場外流通が増えていく懸念があり、また生産者から直接、生産物が外国食品事業者に流れていく可能性もある。その点の監視を行い、市場の秩序を乱す恐れがないという要件の担保をしっかりとっていただきたい。消費者が安全で新鮮な生産物を食べられるというのが第一の目的のため、今回の改正により逆方向に行っては全く意味がない。その点を認識して実施していただきたい。

事務局： 今回の改正も含めて、正常な取引、正当な管理運営を大前提で実施すべきであると考えている。速やかに実態調査を行い、開設者として、求められる役割を果たせるように取り組んで行く。

【報告事項2 博多漁港高度衛生管理整備事業について】

事務局より説明

議長： 事務局から説明がありました，博多漁港高度衛生管理整備事業についての報告について，何か意見・質問は。

委員： なし

【その他】

事務局より「国の動向について」，「輸出手続きの迅速化について」「各市場の取扱状況」について説明。

議長： ただいまの事務局からの説明について意見・質問は。

委員： 参考資料1の規制改革推進会議農業WG等の提言が農業競争力強化プログラムに反映されているようであるが，WG等の提言の中で，「食糧不足時代の公平分配機能の必要性が小さくなっている」とある。これに対し，開設者はどのように認識しているか。また，プログラムの中で「卸売市場法を抜本的に見直し，合理的理由のなくなっている規制は廃止する」とあるが，これに対する意見があれば聞きたい。

事務局： 規制改革推進会議においては，卸売市場法による規制が要らないのではないかという点で述べられている。卸売市場は，戦後の物が無い時代に国民全体に生鮮食料品を公平分配するという機能があったが，現在はいろいろな流通方法があるため，卸売市場を経由しなくても国民に対し生鮮食料品を分配できるのではないかということや市場経由率が下がっていることを踏まえての意見ではないかと考えている。また，農業競争力強化プログラムの中では，合理的理由のなくなっている規制は廃止するとあるが，卸売市場法自体は昔からある法律のため，現在の社会情勢を踏まえ，規制の見直しについて，生産者から実需者，消費者までメリットがあれば，必要に応じて見直す必要があるだろうと考える。しかしながら，まだ見直し内容が決まっていないため，中身を見ながら考えていく必要がある。

委員： これから中身を見守るということになると思うが，WG等の提言を見ても，誰がこういうことを言っているのかというように思う。また資料には，食糧不足時代とあるが，安定的に生鮮食料品を国民，市民に分配するという卸売市場

法の目的からいうと必要なものと考えられる。今後は市場関係者の意見を聞きながら、国に対し、必要なことはしっかり意見して欲しい。

議 長：他に何か意見・質問は。

委 員：なし

議 長：これをもって、平成28年度第1回福岡市中央卸売市場開設運営協議会を閉会する。